

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 707万円
(前年度 11件 1億1417万円)

1 保険給付の概要

国民健康保険は、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区等を含む。^(注1))とともに保険者となって行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」)とされ、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化)を図るために、都道府県(29年度以前は市町村)に対し療養給付費負担金が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

負担金の交付の対象は、退職被保険者等を除く一般被保険者に係る医療費となっている。そして、負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)。

$$\text{交付額} = \left[\begin{array}{l} \text{一般被保険者に係る} \\ \text{医療給付費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険基盤安定} \\ \text{繰入金}^{\text{(注3)}} \text{の} 1/2 \end{array} + \begin{array}{l} \text{前期高齢者} \\ \text{納付金等}^{\text{(注4)}} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{国} \\ \text{の負担割合}^{\text{(注5)}} \end{array}$$

国庫負担対象費用額

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、退職被保険者等となったときの市町村への届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注1) 29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

(注2) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

2 検査の結果

2県の3市町村において、負担金の算定において、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」)に係る医療給付費の一部が反映されていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、負担金計707万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認める 国庫負担対象 費用額	不当と認める 国庫負担金	摘要
神奈川県	中郡二宮町	平成 29	円 9億8148万	円 3億1407万	円 896万	円 286万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
長野県	安曇野市	29	32億9154万	10億5628万	注(1) 67万	320万	計算を誤って負担金を過大に算定していたものなど
同	上伊那郡宮田村	29	1億9492万	6344万	注(2) -	100万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
計	3事業主体		44億6795万	14億3380万	964万	707万	

注(1) 安曇野市は、遡及退職被保険者等に係る医療給付費の集計を誤り、国庫負担対象費用額を過大に算出するとともに、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していた。

注(2) 上伊那郡宮田村は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。